

## 社会福祉法人ぐんぐん 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ぐんぐん（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (旅費)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を法人で行う場合、次の通り旅費を支払う。ただし、施設長等の法人職員の場合は支給しない。

2 旅費が次の額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の旅費

高崎市内 1000 円

その他 1000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の旅費

高崎市内 1000 円

その他 1000 円

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和2年6月26日に一部改正する。